

平成 25 年 4 月 1 日、以下の条例が施行されました

静岡市理容師法等施行条例

静岡市美容師法等施行条例

静岡市クリーニング所の営業者が講ずべき措置を定める条例

静岡市旅館業法等施行条例

静岡市興行場法施行条例

静岡市公衆浴場法施行条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行に伴い、これまで県条例で定められている理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場の衛生措置の基準等について、政令指定都市がそれぞれの条例で定めることとなり、本市では平成 25 年 4 月 1 日より条例が施行されました。

ここでは、新しく施行された条例の概要について、これまでとの違いを中心にご紹介します。

旅館

(1) 浴槽水の消毒について

〔これまで〕

- ・ 浴槽水に塩素系薬剤を投入して、遊離残留塩素を 0.2mg/L 以上に保つ方法
(気泡発生装置等を使用している場合は 0.3mg/L 以上)

〔平成 25 年 4 月 1 日以降〕

以下の方法のいずれかとします

- ・ 浴槽水に塩素系薬剤を投入して、遊離残留塩素を 0.2mg/L 以上に保つ方法
(気泡発生装置等を使用している場合は 0.3mg/L 以上)

☆ 浴槽水にモノクロラミンを投入して、モノクロラミン濃度を 3mg/L 以上に保つ方法

泉質等により適切な消毒法を
選択できるようになりました



モノクロラミンって？

「結合型塩素」の一種で、塩素とアンモニウムイオンが反応して生成される化合物。遊離残留塩素と比較してバイオフィルムへの浸透性が良く、レジオネラ対策に有効であるとされています。

静岡市内では pH の高いアルカリ性泉を使用している施設が数多くありますが、従来の遊離残留塩素はアルカリ性泉では有効性が低く、レジオネラ対策で課題となっていました。モノクロラミンは、**アルカリ性の環境下においても高い効果を発揮する**ことがわかっており、また、いわゆる塩素臭が少ないなど、さまざまな面で期待されています。しかし、高濃度のモノクロラミンは保存ができない（現在市販されていない）ため、**現場での調製（次亜塩素酸ナトリウムと塩化アンモニウムの混合）**が必要です。

(2) いわゆる“オーバーフロー水”の再利用について

〔これまで〕

オーバーフロー回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋没を避け、内部の清掃が容易に行うことのできる位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること

〔平成 25 年 4 月 1 日以降〕

浴槽からあふれた浴槽水を浴槽に供する構造でないこと

レジオネラ症対策の一環として
リスクの高い**オーバーフロー水の再利用**を
全面的に禁止としました



(3) 様式の一部変更について

条例の改正に伴い、様式を一部変更しました。申請・届出時にはご注意ください。